

第55号
協会だより



平成27年1月

三重県高圧ガス安全協会
三重県高圧ガス溶材組合

目 次

新年のご挨拶		
・三重県高圧ガス安全協会会長	・・・・・・・・	1
・三重県防災対策部部長	・・・・・・・・	2
三重県からのお知らせ		
・変更許可申請における確認事項について	・・・・・・・・	3
・高圧ガス事故の発生状況	・・・・・・・・	7
・高圧ガス移動車両路上点検結果	・・・・・・・・	8
保安大会		
・高圧ガス保安全国大会	・・・・・・・・	9
・三重県保安大会	・・・・・・・・	9
・中部高圧ガス保安大会	・・・・・・・・	9
受賞者のことば		
・経済産業大臣表彰を受賞して	・・・・・・・・	10
コンプライアンスシリーズ (No.10)		
・外径45mm未満の配管の変更工事に伴う耐震評価	・・	11
我が社の保安管理		
・東曹ダイスイ(株)四日市工場	・・・・・・・・	13
・東洋ゴム工業(株)桑名工場	・・・・・・・・	15
弥・味・嘉さんのひと言 (第10回)		
・五十肩	・・・・・・・・	17
高圧ガス輸送防災講習会	・・・・・・・・	19
消防機関高圧ガス講習会・販売事業所講習会	・・・・・・・・	20
《特集》 高圧ガス実験・訓練	・・・・・・・・	21
平成26年度高圧ガス製造保安責任者等試験結果	・・・・・・・・	27
平成27年度(上期)講習会のお知らせ	・・・・・・・・	29
編集後記	・・・・・・・・	30



新年のご挨拶

三重県高圧ガス安全協会 会長 田代 克志

(東ソー(株)取締役四日市事業所長)

平成 27 年の新春を迎え、会員の皆様におかれましては健やかに新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。

昨年、三重県高圧ガス安全協会の会長に就任し、本年も引き続き当協会の運営に携わりますので、会員各社様のご支援ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、安倍政権発足後のアベノミクスにより改善基調にあった景気も 4 月の消費税増税で景気の減速感が強まり、二四半期連続のマイナス成長となりました。この状況を打破すべく 10 月 31 日、日銀によるサプライズ追加緩和を受け、円安・株高が一段と加速する結果となりました。

また、政府は景気回復・デフレ脱却を最優先する形で 27 年 10 月からの消費税 10% への引き上げを延期する方針を打ち出し、突然の年末衆議院解散、アベノミクスの信任を問う選挙となりましたが、結果は自公政権の勝利となりました。

本年は、消費税増税延期による購買力低下の回避や経済対策の実施がプラスに作用して景気が底堅く推移することを期待したいと考えています。

また、プラントの安全に関しては、昨年早々に本県において死亡事故が発生するなど、ここ数年来事故が継続している状況にあり、化学物質を取り扱う者として、引き続き事故防止や技術の伝承、設備・施工管理の徹底が重要な課題であると考えています。

会員各社様におかれましては、高圧ガスの事故防止に加え、来たる南海トラフを震源とする地震・津波等の自然災害への備えを十分行い、“安全がすべてに優先する”安全文化をより強固なものにしていただきたいと考えております。

最後になりますが、昨年 5 月に地域防災協議会を統合し、新生三重県高圧ガス安全協会として生まれ変わりましたが、2 年目を迎える本年、監督官庁のご指導の下、高圧ガスの保安、防災、安全の更なる強化・継続を図りたいと考えております。

本年も昨年同様、会員各社様のご支援ご協力を賜りますようお願いするとともに、会員各社様にとりまして、安全かつ実り多き一年になりますよう祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年の御挨拶

三重県防災対策部
部長 稲垣 司

平成 27 年の新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

三重県高圧ガス安全協会並びに会員の皆様におかれましては、平素から高圧ガスの保安の確保に精力的に取り組んでいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

高圧ガスは、産業構造の激変にもかかわらず、日本の経済活動における基礎資材として重要な役割を果たし続けていますが、今後は時代の変化に即応して新たなガスの出現、新しい形態での高圧ガスの利用も出てくると思われます。

このような中で高圧ガスによる災害を防止していくためには、高圧ガス保安法が第 1 条の目的に掲げている「事業者による自主的な保安活動」が、より一層重要性を増してくるものと考えます。

最近、大きな事故が全国各地のコンビナートで起きており、昨年は、残念ながら本県においても爆発火災事故による大惨事が発生しました。これらの原因・背景としては、リスクアセスメントの不足や人材育成・技術伝承の不足などが指摘されているところです。

三重県では、安全で住みよい社会の実現のため、高圧ガス事故ゼロを目標として、保安検査や研修等を通じ、適正な保安の確保に向けた取組を行っております。

また、昨年 3 月には、南海トラフ巨大地震被害想定をもとに「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」を抜本的に見直すとともに、現在は、近年の事故やアセスメント調査結果を踏まえた「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを進めているところです。

皆様方におかれましても、事業所の保安活動の一つとして、地震・津波対策に引き続き積極的に取り組んでいただきますとともに、随時改訂されていく法的要求事項へも十分対応しながら、事故を発生させない事業所の基盤づくりに、今まで以上に御尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝、御活躍を心からお祈りするとともに、本年が事故・災害の無い良い年になることを切に願い、新年の御挨拶といたします。

変更許可申請における確認事項について

第一種製造者の皆様におかれては、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、高圧ガス保安法（以下、「法」と言います。）第14条第1項に基づき、変更許可の申請をしていただいているところです。

しかし、残念ながら申請書の内容に不備がある場合があります。

今回はその事例の一部を紹介しますので、今後の申請の際に参考にしてください。

なお、法第14条第2項に基づく軽微な変更の工事の届出についても考え方は同様ですので、あわせて確認をお願いします。

1. 変更内容が分かりにくい

(1) 変更する箇所が分かりにくい

変更する箇所を明確にするため、変更する箇所を着色するなどして、分かりやすくしてください。このとき、変更前・後の状況を図面で明示する等も一つの方法です。

特に、事業所に複数の製造施設がある場合は、どの製造施設に係る変更であるかを明記してください。

(2) 処理能力の増減等が分かりにくい

処理能力の変更が伴う場合には、その増減について、算定根拠や内訳についても明らかにしてください。

特に事業所に複数の製造施設がある場合は、「事業所全体」と「各製造施設」について、処理能力の増加分、減少分を明記してください。

例) A事業所の処理能力の変更の内訳 (Nm³/日)

	変更前	変更後	増加分	減少分
〇〇製造施設	2,000	2,000	0	0
△△製造施設	1,500	3,000	2,000	500
□□製造施設	2,500	2,500	0	0
事業所全体	6,000	7,500	2,000	500

(3) 変更する機器が分かりにくい

変更する機器を明確にするため、機器リストを添付してください。

機器リストには、材質、型式、常用圧力、認定の有無等の機器の諸元を記入してください。

弁類等の数が多いものについては、フローシート等の図面上の弁類の位置が分かるよう、整理番号を付してください。

また、フローシートが複数枚にわたる場合は、どのフローシートに記載されているか、リストの備考欄等に明記してください。

なお、フレキシブルチューブについては、肉厚の算定に代えて4倍耐圧試験を実施すると思いますが、その旨を明記してください。

2. 処理能力の算定方法が間違っている（申請手数料が間違っている）

処理能力が増加する場合、増加量によって申請手数料が変わります。

この処理能力の増加分の算定については、純増分ではなく、新たに設置する設備により増加する処理能力となりますので、ご注意ください。

例えば、定置式の製造事業所で次の例のような処理能力の変更があった場合、新たに設置する設備の増加分は50,000 Nm³/日であるので、申請手数料算定の処理区分は2万5千以上10万未満となり、申請手数料は69,000円となります。

よくある間違いとしては、50,000-30,000=20,000 Nm³/日として、申請手数料を61,000円と誤解するパターンです。

例) B事業所の処理能力の変更

変更前の処理能力	100,000 Nm ³ /日
変更により増加する処理能力	50,000 Nm ³ /日
変更により減少する処理能力	30,000 Nm ³ /日
変更後の処理能力	120,000 Nm ³ /日

表) 高圧ガス保安法関係手数料（抜粋）

製造（変更許可）（第14条）			
定置式製造施設	処理量区分（Nm ³ /日）		金額（円）
		10万以上	50万未満
	2万5千以上	10万未満	69,000
	5,000以上	2万5千未満	61,000
	1,000以上	5,000未満	57,000
	200以上	1,000未満	39,000
		200未満	26,000
		その他	16,000

3. 添付書類関係に不備がある

(1) 常用圧力の区分が分からない

常用圧力の区分が分かるフローシートを添付してください。

常用圧力の区分が明らかでないと、配管や弁類等の機器の設計圧力が妥当か否か、判断できません。

(2) 機器リストとフローシートの整合がとれていない

機器リストに記入されている数量、配管径等の数値が、フローシート等と合わないケースが、まれにありますので、ご注意ください。

4. 法的要求事項が妥当でない

(1) 付属冷凍の法的要求事項

いわゆる付属冷凍は、冷凍保安規則（以下、「冷凍則」と言います。）ではなく、一般高圧ガス保安規則（以下、「一般則」と言います。）、液化石油ガス保安規則（以下、「液石則」と言います。）、コンビナート等保安規則（以下、「コンビ則」と言います。）の各規則に従わなければなりません。

例えば、一般則第6条ただし書きを見ると、「製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあっては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。」とあります。

一見、全て冷凍則によることができるように見えますが、それは誤解です。

「高圧ガス保安法及び関係省令の運用及び解釈について」の「一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について」によると、第6条関係で次の様に記載されており、冷凍則によることができるのは一部であることが分かります。

一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について(第6条関係 抜粋)

「冷凍保安規則に規定する技術上の基準による」とは、次のとおりとする。

- (1) 第1項第11号及び第12号については、冷凍保安規則第7条第1項第6号を準用する。
- (2) 第1項第13号については、冷凍保安規則第64条第1号ロを準用する。
- (3) 第1項第14号については、冷凍保安規則第64条第1号イを準用する。
- (4) 第1項第19号については、冷凍保安規則第7条第1項第7号及び第8号を準用する。

このように、全ての項目について、冷凍則の基準によることができるわけではないことにご注意ください。

例えば、付属冷凍には温度計が必要です。（一般則第6条第1項第18号）

付属冷凍であるにも係わらず、冷凍則の基準に従って申請されるケースがありますので、ご注意ください。

(2) 付属冷凍の「軽微な変更」

いわゆる付属冷凍は、法第 14 条ただし書きによる軽微な変更の工事についても冷凍則ではなく、一般則、液石則、コンビ則の各規則によります。

このため、軽微変更工事の範囲が異なりますので、ご注意ください。

軽微変更工事のつもりで工事後に県に届出たところ、実は変更許可申請を要する工事だった、ということになりますと、無許可で工事をしたことになり、法令違反となります。

5. 耐震設計の要不要が検討されていない

申請する変更工事の内容について、耐震設計の要・不要の検討を行っていないケースが散見されます。

見落とされているのは、配管のケースがほとんどですので外径 45mm 以上の配管に係わる変更工事を実施する場合は、特にご注意ください。

なお、外径 45mm 以上の配管であって、耐震設計が不要と判断された場合は、その理由を記載してください。

耐震設計の詳細については、当協会誌コンプライアンスシリーズNo.7『耐震設計が必要な塔槽類・配管』（第 52 号 25 年 7 月）、及びNo.8『重要度と耐震性能』（第 53 号 26 年 1 月）をご参照ください。

6. その他

参考までに、変更する理由についても記載していただけるとありがたいです。

老朽化のための更新、作業性効率化等のためのレイアウト変更、保安性向上のための弁類等の追加等、様々な理由があるかと思いますが、参考とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

【参考】 三重県防災対策部ホームページの次のサイトを参考にしてください。

★ 高圧ガス製造許可申請の手引

<http://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSAI/manual/gastebiki/index.htm>

(サイトの検索方法)

「三重県の HP」→「県の組織」→「各部局のサイト」→「防災対策部」

→「マニュアルなどの提供」

高圧ガス事故の発生状況

1. 全国の事故件数の推移（喪失・盗難を除く） （単位：件）

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
製造事業所	冷凍	93	180	122	118	(45)
	コンビナート	55	70	56	39	(16)
	LP	28	27	21	22	(5)
	一般	110	120	102	78	(28)
	小計	286	397	301	257	(94)
移動		33	26	29	39	(10)
消費		81	62	83	45	(30)
その他		5	5	13	9	(3)
合計		405	490	426	350	(137)

*平成 26 年は 5 月末現在の数値

2. 県内の事故件数の推移（喪失・盗難を除く） （単位：件）

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
事故件数		8	19	14	12	(12)

*平成 26 年は 10 月末現在の数値

3. 県内の事故件数の推移（喪失・盗難のみ） （単位：件）

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
事故件数		10	19	10	26	(16)

*平成 26 年は 10 月末現在の数値

4. 事故の発生状況

- ①平成 25 年の全国の高圧ガス事故の発生件数は、喪失・盗難を除くと 350 件であり、平成 24 年に比べ減少したものの、高止まりの状態にあります。
- ②三重県内の高圧ガス事故は、昨年は 12 件で、平成 23 年以降減少傾向にあるものの、平成 26 年は 10 月末までに 12 件の事故が報告されています。
- ③高圧ガス事故の原因としては、設備の劣化・腐食、管理不良によるもの、誤操作・誤判断によるものが全国的に多い傾向にあり、設備の維持管理及び教育訓練等によるヒューマンエラー対策が重要と考えられます。
- ④三重県内では高圧ガス容器の喪失・盗難事故が昨年から増加しており、特に LP ガス容器の盗難が鈴鹿、松阪近辺で多く発生しています。

今後も、より一層、保安の確保に努めていただくようお願いいたします。

高圧ガス移動車両路上点検結果

11月に県内の11箇所において、高圧ガス移動車両の路上点検を行った結果は、次のとおりでした。

1. 点検車両台数及び違反車両台数

点検車両台数					違反車両台数				
ローリー		ばら積み		計	ローリー		ばら積み		計
LP	一般	LP	一般		LP	一般	LP	一般	
6	3	7	8	24	1	0	0	5	6

2. 違反事項別件数

違反事項	件数	不携帯・不備等の概要
応急用資材工具等の不備	3	①資材工具の大半、②懐中電灯、③赤旗
保護具の不携帯	1	アンモニア保護具
応援要請のための連絡先なし	1	連絡先記載書面
容器の積載方法等の不備	1	容器と車両後方との距離及びアセチレン容器と酸素容器のバルブの向き

なお、違反が認められた車両については、違反事項を是正した旨の報告を各事業者から受けています。

違反事項の半数は、応急用資材工具の不備であるため、高圧ガスを運搬する車両に資材等が積載されていることの確認を今一度お願いします。



路上点検の様子【鈴鹿市内】



高圧ガス保安全国大会

第 51 回高圧ガス保安全国大会(主催 経済産業省、高圧ガス保安協会)は、10 月 24 日(金)にANAインターコンチネンタルホテル東京で開催され、技術講演会、経済産業大臣表彰式、高圧ガス保安協会長表彰式ならびに特別講演会が行われました。

安全協会会員から次の事業所が経済産業大臣表彰を受賞されました。

経済産業大臣表彰 (関係分、敬称略)

・優良製造所 高圧ガス工業(株)三重工場



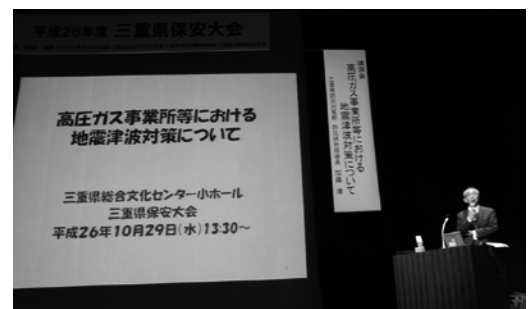
表彰を受ける神谷工場長

三重県保安大会

平成 26 年度の三重県保安大会(主催 三重県、協賛 高圧ガス安全協会他)は、10 月 29 日(水)に三重県総合文化センター小ホールにおいて開催され、保安に関する優良事業所等の三重県知事表彰式が行われました。

残念ながら、安全協会及び溶材組合会員の受賞はありませんでした。

表彰式のあと、県防災対策部防災技術指導員の加藤清氏により「高圧ガス事業所等における地震津波対策について」と題する講演が行われました。



中部高圧ガス保安大会

11 月 13 日(木)に名古屋通信会館で開催された第 28 回中部高圧ガス保安大会(主催 中部高圧ガス保安団体連合会)において、高圧ガス保安中部近畿産業保安監督部長表彰式が行われましたが、安全協会及び溶材組合会員の受賞はありませんでした。

経済産業大臣表彰を受賞して

高圧ガス工業(株)三重工場
工場長 神谷光男

この度、第51回高圧ガス保安全国大会において、弊社三重工場は優良製造所として高圧ガス保安経済産業大臣表彰を受賞させて頂くことが出来ました。

これも偏に、中部近畿産業監督部、三重県防災対策部、三重県高圧ガス安全協会など、関係各位のご指導とご支援の賜物であると、従業員一同、心より感謝申し上げます。

弊社は、昭和33年に三重アセチレン(株)として当地に設立され、後に高圧ガス工業(株)として各地に様々な事業所を展開させて頂いておりますが、弊社内において三重工場は、自力による溶解アセチレン製造の出発点として位置付けられ、昨年は55周年の記念碑を工場内に建立させて頂きました。

その記念碑には、こう刻まれております。

「創業の精神を忘れずに、アセチレンバウム(アセチレンの樹)の夢を追い求めて、限りない可能性の炎を燃やし続ける」

これは、温故知新の思いを念頭に創業者の精神と夢が、高圧ガス工業ならびにグループ会社を担っていく若い世代に引き継がれ、終わりのない道を歩み続けることを願った一文です。

申し上げるまでもなく、高圧ガスは危険が伴う一方で、社会全般に必要とされる不可欠な要素の一つであり、その在り様に完成やゴールはありません。

諸先輩たちが手探りで切り開いてきた技術と知見に対し、謙虚に学び、不断の努力を惜しまない、そうした姿勢を我々は常に求められているのだと、従業員ひとり一人が肝に銘じ、自主保安の向上に邁進してゆく所存です。

今後も皆様のご指導とご鞭撻を賜り、社会から必要とされる会社を目指し、この受賞を励みとさせて頂きたいと存じます。



コンプライアンスシリーズ No. 10

外径 45mm 未満の配管の変更工事に伴う耐震評価

今回の題をみて「おや？」と疑問に思われた方もいらっしゃると思います。

耐震設計基準が適用される配管については、耐震告示第 1 条の 2 において、「外径が 45mm 以上のものに限る。」とされており、外径 45mm 未満のいわゆる小口径の配管には耐震設計基準は適用されません。

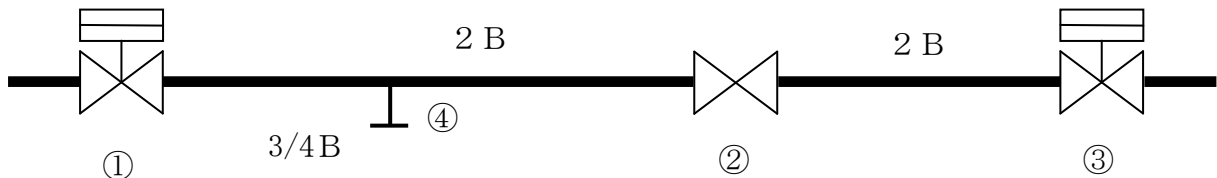
(耐震告示第 1 条の 2 (要約))

外径 45 mm 以上の配管であって、
<一般則、液石則、コンビ則の場合>
地震防災遮断弁で区切られた間の内容積が 3 m³ 以上のもの
塔槽類から地震防災遮断弁までの間のもの
<冷凍則の場合>
内容積が 3 m³ 以上のもの
塔槽類に接続されているもの

しかし、小口径の配管のみの変更工事であっても、耐震評価が必要な場合がありますので、今回はそれについて解説します。

まずは、耐震設計基準が適用される外径 45mm 以上の配管の耐震評価について、図 1 を例に説明します。

《 図 1 》

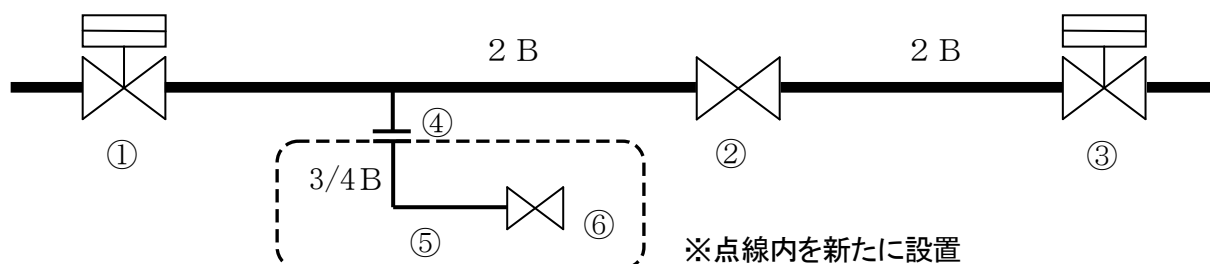


実際の耐震評価の方法等については「高圧ガス設備等耐震設計指針(高圧ガス保安協会)」を御覧いただくとして、配管の耐震評価は配管の付加重量(弁、保温材等)を加味して行う必要があります。

図 1 において 2 B の配管が耐震設計基準が適用される配管である場合、当該配管の耐震評価においては、弁(①、②、③)と分岐管(④)の重量を加味する必要があります。

さて、この図1に示す配管に 3/4B の配管と弁を追加する工事を行い、その結果、図2の様に変更したとします。

《 図2 》



変更工事の内容は、図1の④の分岐管(3/4B)に配管⑤(3/4B)と弁⑥(3/4B)を設置する工事です。

新たに設置した配管の外径は3/4Bであり45mm未満であるため、新たに設置した配管については耐震設計基準は適用されません。

しかし、視点を耐震設計基準が適用される2Bの配管に移してみましょう。

2Bの配管から見た場合、従前は分岐管④の重量だけが付加されていたのですが、変更工事によって配管⑤と弁⑥の重量も付加されたこととなります。

言い換えると、2Bの配管については図1の条件で耐震評価を行っていたのですが、変更工事により以前に行った耐震評価の条件が変更(2Bの配管の付加重量の増加)されたことを意味します。

従って、たとえ外径が45mm未満の配管に係る変更工事であっても、当該変更工事により耐震評価の条件が変更されるのであれば、変更された条件により耐震評価を再度行うことが必要です。

もちろん、耐震設計基準を満たさなくなる評価結果となれば、耐震設計基準を満たすよう設備を変更しなければなりません。

配管の耐震評価の条件が変更される変更工事を全て例示することはできませんが、今回解説した例の他には、耐震設計基準が適用される配管への断熱材の設置や変更、配管の撤去に伴う配管サポート状態の変更等があります。

たとえ、外径が45mm未満の配管に係る変更工事であっても、耐震評価は必要でないと即断するのではなく、当該配管に耐震設計基準が適用される配管が接続されていないか、接続されているのであれば、耐震評価の条件が変更されることはないか、事前の検討をしっかりとっていただくようお願いいたします。

(コンビナート部門)

「我が社の保安管理」

東曹ダイスイ㈱四日市工場
四日市市霞1丁目8番1号

1. 東曹ダイスイ㈱四日市工場の概要

弊社は1977年に東ソー㈱殿、岩谷瓦斯㈱との合弁会社として設立されました。

当工場は、霞コンビナート地区東側に位置しており、東ソー㈱殿敷地内の土地5,900m²を借用して水素ガスを製造、長尺容器(トレーラー)、カードル、単瓶等に充填し、出荷しています。

親会社は岩谷瓦斯㈱であり、弊社もまたイワタニグループの一員として「イワタニ企業倫理」及び「環境方針」の理念を持ち、社会に貢献できる企業として邁進しています。

2. 企業倫理

イワタニグループとして以下の倫理を守り、積極的な活動を行っています。

- ① 顧客が求める新しい価値を創造し、社会に貢献します。
- ② 関係法令の遵守及びその精神を尊重し、公正で自由な競争を通じ、社会的責任をはたします。
- ③ 広く社会の共感、相互理解を得るため

に積極的に企業情報を開示するとともに社会と対話を行います。

- ④ ゆとりと豊かさを実現するため、多様な価値観を尊重し、能力を充分発揮できる環境をつくります。
- ⑤ 「住みよい地球がイワタニの願いです」との認識に立った、環境との共生をめざす企業活動を行います。
- ⑥ 国際的な視野に立った企業経営を行います。

3. 組織・形態

当工場は、工場長を除く社員9名体制で24時間稼働を行っており、4直3交替のシフトで運営しています。

平均年齢は38歳と比較的若く、また、20～50歳代が均等化していて、若者から中高年者まで良好な人間関係を築いています。

工場は小規模ながら1,200千Nm³/月の能力を有し、親会社及び東ソー㈱殿からの支援・協力を頂きながら「安全」・「安心」・「安定」操業に注力しています。

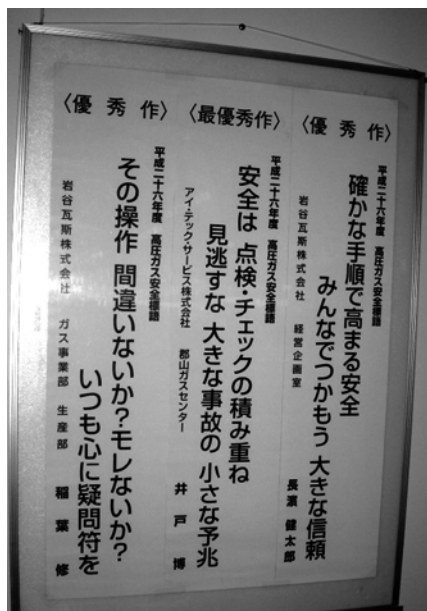


4. 安全への取組み

当社の安全・衛生管理は親会社と一心同体で取組み、「保安パトロール」査察・ISO品質監査、また指定保安検査機関の保安検査他、ISO 会議(品質・保安)を通じ、職場の安全化、効率化等の改善活動を行っています。

特に「高圧ガス保安活動促進週間」には非常呼集訓練、防災訓練に加え当社設備に類似した他社の事故事例等を取上げ、その対策等を議論し、社員ひとり一人の保安意識向上に繋げています。

親会社の環境保安部では当社を含め、全社的に安全標語の募集を毎年実施しており、今年も 401 作品の中から最優秀賞「安全は 点検・チェックの積み重ね 見逃すな 大きな事故の 小さな予兆」が選出されました。



今回は当社からの入選はありませんでしたが、入選作を 1 年間工場に掲示し、訓示・戒めとして受け止めています。

標語に謳われているように日頃から小さ

な異常、予兆を見逃さないよう点検し、安全管理を行っています。

当工場は交代勤務のため、シフト毎の業務の引継ぎを行います。口頭だけでなく、引継帳に内容を記載し、後日でも把握できるようにしています。

また、工場の不安全箇所の抽出及び改善提案などを「ワイガヤ」と称し、気軽に意見交換できる手法を取り入れ社員全員で取り組んでいます。



長尺容器トレーラー

5. おわりに

当社はイワタニグループの一員としてグループの保安理念に沿い「全ての事業活動において地球環境を守り、積極的に自主保安を推進することにより社会に貢献する」を推進し、今後もこれまで以上に人(教育・指導)・設備に対しての安全化及び環境改善への取組みを啓発・強化してまいります。

「我が社の保安管理」

東洋ゴム工業(株)桑名工場
員弁郡東員町大字中上 2400

1. 東洋ゴム工業株式会社の概要

弊社は1945年8月、終戦の年に設立されました。

当社の主力製品の一つは、コーポレートブランド“TOYO TIRES”が示す通り、自動車用タイヤです。

乗用車用タイヤからトラック・バス用タイヤ、建設車両・産業車両用タイヤまで、それぞれの機能に合わせたタイヤを社会に送り出しています。また、振動制御の分野では自動車・鉄道車両用防振ゴムや空気バネ、ビルの免震ゴムやその他各種ゴム、ウレタン製品などを開発。

これらは生活や社会のインフラを支える重要な製品として高い信頼性を得ています。

2. 桑名工場の概要

1975年、当時は日東タイヤ(株)の桑名工場として、この地でタイヤの生産を開始しました。その後、1979年に東洋ゴム工業(株)、三菱化成(株)（現在の三菱化学）、そして日東タイヤ(株)の共同出資による菱東タイヤ(株)を設立。

1989年に東洋ゴム工業(株)の100%の

子会社となり、1996年に東洋ゴム工業(株)の桑名工場として新たにスタートをしたという経歴を持っています。

現在は434千㎡の敷地で、タイヤ工場の他、エンジンマウント等の自動車用防振ゴムの工場を併設しており、タイヤ部門では、乗用車用タイヤ、トラック・バス用タイヤから建設車両・産業車両用タイヤまでを一つの工場で生産する、いわばタイヤの総合工場となっています。

約1,400名の従業員が交替勤務で働き、各種合わせて月産約900千本のタイヤを生産しています。

3. 高圧ガスの取扱い

タイヤの生産工程の一部で、窒素ガスを使用しています。桑名工場内で窒素ガスを生成する装置を持っていますが、万一その装置がトラブルによって停止しても、タイヤの生産に影響しないように、液化窒素をタンクに備蓄しています。

また、窒素を生成する際に、酸素を除去する目的で水素を使用します。

この2つが高圧ガスの取扱いとなっており、高圧ガス安全協会さんには、事故



防止、保安の確保といった観点から各種情報の提供やご指導をいただき、お世話になっているところです。

4. 安全管理

「ハード（設備）」「ソフト（人）」の観点で取り組みを進めています。

(1) 設備の安全性の向上（ハード）

設備安全設計マニュアル遵守の徹底と企画設計段階からのリスクアセスメントの実施により、新規設備だけでなく、既存設備の安全性の向上も図っています。

また、想定リスクの大きさにより優先順位を決めて、危険箇所の囲い込みや安全装置の充実を進めています。



(2) 安全意識の啓発と教育訓練の徹底（ソフト）

「止める、呼ぶ、待つ」活動、指差し呼称活動のほか、KY（危険予知）活動については、小集団で従業員一人ひとりが自ら取り組む活動として定着を図っています。

また、階層別安全教育体系に沿って教育訓練を実施しており、特にKYトレーニングと体感教育を強化しています。

2013年5月に安全KY体感道場を開設し、工場の直接部門従業員全員、および近隣拠点の従業員を含め、今までに2,000名以上が研修を受講しました。

5. 火災予防の取り組み

より具体的な災害を想定した避難訓練を行うとともに、設備加熱の予防策としてサーモグラフィーを活用した自主点検の強化を図っています。

管理責任者による設備安全防災点検

方法や防災自主点検基準の見直しを行うとともに、年に一度は地元の消防署と連携した防災訓練も行っています。

6. 地震対策と防災訓練

緊急地震速報システムを導入しており、地震を想定し、震源地の場所と深さから発信される警報に対して、地震発生までのごく短い時間で落ち着いた初期対応が取れるよう訓練を行っています。

また、2012年にBCP（事業継続計画）を定め、南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備えています。緊急時の初動対応や復旧対応を定め、迅速に生産活動が再開できるように訓練を行っています。

7. 終わりに

桑名工場では、安全を第一に考え、お客様にも地域の皆様にも安心を届けられる工場であるべきとの思いから、各種管理体制の強化を推進しております。

また、環境面でも保全活動に注力し、2014年度より三重県が企業と取り組む「企業の森」の活動をスタートさせました。11月には、「TOYO TIRES 緑のつながり・三重」と命名した地元 東員町の町有林において、従業員による第一回森林整備活動を実施しました。

今後、地域の森と地域の人々とのつながりを生み出す憩いの場となることをめざして取り組んでまいります。

2015年には、この地で操業を開始して40周年を迎えます。永きにわたり事業を継続してこられた感謝の気持ちとともに、今後も地域社会への貢献、環境保全の貢献に努めてまいります。





五 十 肩

気がついたら、五年間も連載しています。第10回記念のひと言です。
今回は「五十肩」です。ちょうど一年前に左腕が上がらなくなったときに理学療法士から頂いた助言と自分の経験です。

肩が痛いといえば、肩こりを思い浮かべることが多いと思います。

そのため、五十肩と肩こりは同じと誤ってしまふのですが、これは別の疾患だそうで、五十肩は、肩関節周囲炎といい、肩関節の周囲に炎症が起きるものであり、肩こりは筋肉に疲労が溜まって痛みが出るものです。

中高年になると、ある日突然、肩が痛くて腕が上がらなくなる症状に襲われますが、これには個人差があり、すべての人に発症するものではないし、早ければ40歳頃、遅いと60歳を過ぎてから症状が出る人もいます。

でも、50歳頃の体の変化から発症することが多いため、「五十肩」と呼ばれています。

五十肩は、「肩が痛い」、「腕が上がらない」などの症状が特徴的な疾患です。

一年くらいで治ることが多いのですが、痛みによって着衣が困難になり、就寝中も痛みで眠れないこともあります。シップや痛み止めなどを使用しても楽にならない場合は、治療が必要です。

症状と治療は、各々異なりますが、初めに疼痛痙縮期（とうつうけいしゅくき）に始まり、続いて拘縮期（こうしゅくき）を経て、症状が軽くなっていく回復期にむかいます。時期によって、痛みを抑える方法は違ってきます。

各病期の症状等は、

①疼痛痙縮期

期 間：約2～9か月（発症から）

症 状：明らかな誘因はなく、肩の違和感や痛みが出てくる。運動時の痛みや安静時・就寝時に痛みが起こり、関節が固くなる。

安静度：局所の安静、痛みが出る動作は避ける。

ホームエクササイズ：ポジショニング（痛い方向に動かないように保持する）、軽い運動

②拘縮期

期 間：約4～12か月（疼痛痙縮期を経過して以降）

症 状：徐々に安静時・就寝時の痛みは軽減していくが、肩関節の動きが悪くなり、可動域制限が起こる。過度に動かすと痛みやツッパリ感を感じる。

安静度：徐々に運動範囲を広げる。

ホームエクササイズ：お風呂やホットパックでの保温、ストレッチング

③回復期

期 間：約6～9か月(拘縮期を経過して以降)

症 状：徐々に改善していき、可動域制限や運動時の痛みもなくなって、回復していく。

安静度：積極的な運動

ホームエクササイズ：ストレッチング

私の場合は、平成25年の年末に少し左肩が痛む程度でしたが、次第に腕が上がらなくなり、力を入れると激痛が走り、とうとう服を着ることができなくなってしまいました。年が明け、ますます痛みが激しくなり、左腕を庇ったためか、右腕まで痛くなって、両腕とも動き難くなってしまいました。

正月明けを待って、整形外科で診てもらったところ、「五十肩」と言われたので、「70歳なので七十肩でしょ。」と言ったら、「五十肩は病名であって、発症の時期は個人差が大きいのです。」との説明がありました。“納得！”

それから一か月は毎日通院し、電気治療・徒手療法をしてもらったものの、一向に改善せず、超音波治療も受けましたが余り効き目はありません。

局所の強力マッサージも、翌日からは揉み返して、さらに痛みが増しました。

これは数日で若干楽になったものの、計画していたスキーツアーは断念せざるを得なくなりました。回復が遅いことに歳を感じ、失望しました。

症状が改善しないので、今シーズンのスキーは諦めようと思っていたのですが、理学療法士に相談したら、逆療法で、ある程度、腕を動かすこともひとつの方法だとの助言がありました。

やったァ！1月下旬のスキーツアーに参加しました。

転ばないように恐る恐る行動しました。転ぶと腕に力が入らないので起き上がれないのです。

その後も通ったスキー逆療法がよかったのか、次第に腕を上げられるようになり、平常どおりの生活が送れるようになりました。しかし、関節が固くなり、背中の真ん中で両腕が拵めなくなってしまいました。後遺症です。

大好きなスキーで普通の生活ができるまで回復したことはうれしい限りですが、治療方法には個人差があるので、お勧めできないことを申し添えます。



弥・味・嘉

高圧ガス輸送防災講習会

平成 26 年度「三重県高圧ガス輸送防災講習会」は、三重県防災対策部消防・保安課と高圧ガス溶材組合との共催により、9 月 28 日(日)三重県四日市庁舎大会議室を会場に開催しました。

本講習会は、高圧ガス輸送車両乗務員、高圧ガス輸送関係者及び防災事業所関係者を対象に法令や高圧ガス輸送時の安全と注意事項等に関する講習を行うことにより、高圧ガス輸送に関する防災や安全意識の高揚を図ることを目的に毎年開催しています。

今回は、25 年 10 月に愛知県豊田市で発生した「LPガスローリーの事故」が紹介されました。LPガス 10t 積のタンクローリーが橋から転落し、液面計を破損、ガスが大量に漏洩して立ち止め、極めて危険な状態となったので、警察、消防も一時避難しました。

愛知県高圧ガス地域防災協議会から出動要請を受けた防災事業所が到着し、命を省みず、ローリーの近傍で対応策を検討して漏洩防止措置を講じました。事故対応の全作業が終了したのは、事故発生から 3 日後の 20 時であったとのこと。

我々高圧ガス輸送に関わる者は、この事故から得た教訓を忘れず、更なる安全防災の意識向上に努めることの必要性を再認識しました。
(昭和四日市石油(株) 金森記)

日 時：9 月 28 日(日) 9 時～11 時 45 分

会 場：三重県四日市庁舎 大会議室

受講者：97 名

講習内容：(1)「高圧ガス保安法」について

三重県防災対策部 消防・保安課 主査 森村高幸 様

(2)「LPガスローリーの事故」について

愛知県高圧ガス地域防災協議会

ヤマサ総業(株)JIP ライフ統括部 部長 鈴木勝美 様

(3)「労働災害防止」について

東海運輸建設(株)安全企画部 課長 飯田龍夫 様



終了後、溶材組合員に高圧ガスの移動基準について、実車を用いた説明が行われました。

消防機関高圧ガス講習会 高圧ガス販売事業所講習会

交通事故等でガス漏洩が発生した場合、火災や爆発を防ぐと共に除害措置などの防災活動を第一に行う消防機関の皆様に防災事業所や高圧ガスについて理解していただく目的で、平成24年度から講習会を開催しています。

本年度は、この講習の後、高圧ガス実験・訓練を見学していただくことで、より実践的な講習会となりました。

また、この講習は、高圧ガス販売事業所の職員にも必要な知識であることから、高圧ガス販売事業所講習会も併せて開催しました。

開催日時：11月26日(水) 9時～11時30分

会場：三重県消防学校 講堂

出席者：各消防本部 48名、販売事業所 17名

講習内容：高圧ガス防災事業所について

三重県高圧ガス安全協会 副会長 北村 保

高圧ガス保安法令について

三重県防災対策部 消防・保安課 主査 森村高幸 様

高圧ガスの知識

大陽日酸(株)中部支社 技術部課長 坂井信之 様



坂井講師



高圧ガス実験・訓練

昨日来の雨がようやく止んだ11月26日13時、三重県消防学校放水訓練場において消防職員、安全協会・溶材組合会員など300名が見守る中、「高圧ガス実験・訓練」が開催されました。実ガスを用いて火炎を出す訓練は、実に16年ぶりです。

（経緯）

高圧ガスの訓練については、これまで県の総合防災訓練において実施してきましたが、25年度から県の訓練方針が地域住民の避難訓練等を主とするものに変更されたため、参加が困難となりました。このため、これに代わる訓練が必要であること及び消防機関講習会において実ガスによる実験の要望があること、また高圧ガス製造事業所、販売事業所など高圧ガスを取り扱う事業所において、ガス漏洩時の危険性などを知る機会が少ないことなどの状況を考慮して、高圧ガスの「実験・訓練」を実施することとなり、その実施方法等について準備委員会（委員長：(有)加納商店 加納康行氏）を設置し、検討を行いました。

その結果、溶材組合が共催すること、会場を消防学校とし、新規採用消防職員の研修の一助とすること、また実験・訓練は、酸素、アセチレン、水素、液化石油ガス、アンモニア、モノシランの6種のガスとすることとして、資機材などの準備を進めました。

開催日は、前日からの雨が残っており、会場準備は小雨の中でしたが、幸いなことに「実験・訓練」を開始する直前に止み、安全協会長（代理：東ソー(株)村上課長）の開会挨拶に引き続いて「高圧ガス実験・訓練」は開始されました。



会場の様子



安全協会会長 開会挨拶

(実験・訓練)

1. 酸素 (酸素の支燃性を示す実験)

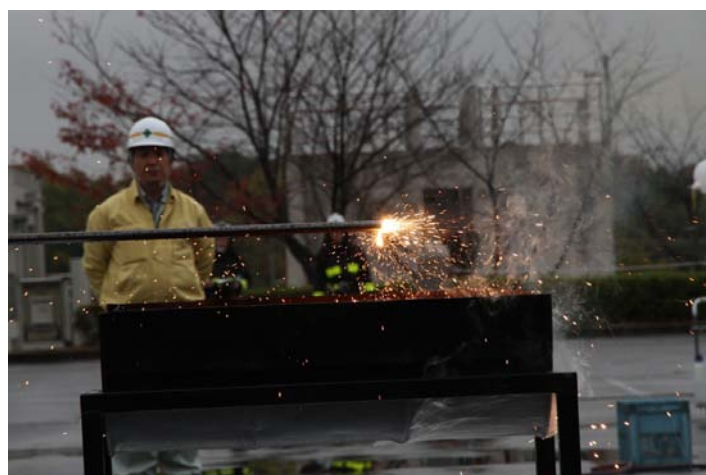
①防災シートへの着火

スタンドに吊した防災シートに炎を近づけて燃えないことを確認したのち、液体酸素をふりかけて染みこませ、炎を近づけると一瞬にして防災シートが燃えあがりました。



②鉄製配管の燃焼

赤熱させた鉄製の管に酸素ガスを吹き込むと花火の様に火花を散らして鉄管が勢いよく燃えましました。



2. アセチレン (安全栓からの炎の状況を示す実験)

容器本体とバルブに装着された安全栓は温度が上昇すると、約 105℃でヒューズメタルが溶融してガスが噴出、着火炎上することを模擬容器を用いて示しました。



3. 水 素 （水素炎は見えにくく、高温であることを示す実験）

①炎の確認（炎色反応）

水素は輝きが無く、明るいところでは燃焼炎が見えにくいというえ、輻射熱が小さいため、燃焼に気付かないことがあります。
この炎に塩化ナトリウム溶液を噴霧することでオレンジ色を呈して可視化させました。



②金網の赤熱

水素炎の温度は空気中において2,000℃もの高温になることから炎に金網をかざすと直ちに赤熱して溶けました。



4. 液化石油ガス（LPガス） （炎の相違を示す実験、漏洩時対応訓練）

①燃焼炎の違い

LPガス容器の気層部から供給するガスと液層部から供給する液を燃焼してその炎の大きさを比較しました。

気層部からの炎は、3m程度であるのに対し、液層部からの炎は、その3倍以上の高さに達しました。



②容器バルブ漏れ応急対策訓練
LPガス容器のバルブが故障して漏洩した場合を想定し、緊急工具（防災キャップ）を用いる方法とゴムベルトを巻き付けてガス漏洩を閉止する方法を15名の方が体験しました。
（訓練容器には空気を充填）



5. アンモニア（事故時の通報、防災事業所活動、除害措置訓練）

①事故時の通報訓練

交通事故でトラックの荷台からアンモニア容器が落下、バルブ損傷によりガスが漏洩したこと及び追突車の運転者が負傷したことを想定して消防へ通報しました。



②空気呼吸器装着漏洩防止訓練

消防からの要請により出動した防災事業所の隊員が空気呼吸器を装着して、容器からの漏洩を防災キャップにより閉止しました。



③広報・警戒区域設定訓練
ガスの漏洩を周囲へ広報すると共に
危険区域内へ立ち入らないようバリ
ケードを設置しました。



④水噴霧での除害訓練
漏洩したアンモニアを除害するため、
消防による水噴霧を行いました。



6. モノシラン （自然発火を示す実験）

①容器漏洩自然発火
モノシランガスは空気に触れ
るだけで自然発火し、消火器で
も消すことが出来ないことが
示されました。

（モノシランは窒素 50%希釈）



②水中からの泡自然発火
水中を通したガスは、空気に触れると、直ぐに自然着火しました。



③風船疑似爆発
ガスを風船に詰め、風船を針で刺すと瞬時に大きな音を出して爆発燃焼しました。



(おわりに)

最後に鈴鹿市消防長様から、「実際にガスを見て危険性を体感することができ、非常に有意義な実験訓練であった。」との講評をいただきました。

なお、今回の実験・訓練には、三重県消防・保安課、三重県消防学校、鈴鹿市消防本部の皆様にご多大なご指導、ご支援を賜り、また多くの皆様にご協力をいただきましたことに感謝いたしますとともにお礼申し上げます。



平成26年度 高圧ガス製造保安責任者等試験結果

去る11月9日に実施された26年度高圧ガス製造保安責任者及び高圧ガス販売主任者試験の合格者の発表が1月5日にありました。

三重県会場（三重大学）での受験者1,046名のうち314名が合格されましたが、三重県の平均合格率は30.0%と前年度よりも9.2ポイントも低下しており、近年では最低の合格率でした。

種類別では、25年度に大幅に合格率が低減した丙種化学特別が4.5ポイント、また第二種販売が2.7ポイントとわずかに上がったものの、第二種冷凍機械は25.0ポイント、乙種化学16.0ポイント、乙種機械13.5ポイントと大きく下がっており、高圧ガス試験の難易度が増している傾向にあります。

平成26年度の受験・合格状況を次ページに掲載しました。

平成27年度 高圧ガス製造保安責任者等試験は、

11月8日（日） の予定です。

試験は、毎年11月の第2日曜日に実施されます。
「受験案内」は、7月3日（予定）より各所で配布します。

☆ 丙種化学の検定対策、試験対策の直前講習会を開催します。

〈詳しくは、ホームページ(<http://ankyomie.jp/>)をご覧ください。〉

免
状
交
付

試験合格者には、高圧ガス製造保安責任者免状・販売主任者免状が交付されます。下記へ申請してください。

〒105-8447 東京都港区虎ノ門4-3-13
ヒューリック神谷町ビル
高圧ガス保安協会 試験センター

TEL：03(3436)6106

FAX：03(3436)5746

フリーダイヤル：0120(66)7966

KHK 免状

検索

<http://www.khk.or.jp/>

平成 26 年度 受験・合格状況

試験の種類	免除の区分	出願者数	受験者数	合格者数	合格率(%)	25年度 合格率(%)
乙種化学	免除なし(全科目受験)	66	60	7	11.7	9.5
	法令免除	2	2	1	50.0	50.0
	保安管理技術及び学識免除	45	45	14	31.1	72.3
	小 計	113	107	22	20.6	36.6
乙種機械	免除なし(全科目受験)	210	188	11	5.9	6.1
	法令免除	1	1	1	100	100
	保安管理技術及び学識免除	71	70	27	38.6	73.8
	小 計	282	259	39	15.1	28.6
丙種化学 (液石)	免除なし(全科目受験)	96	79	8	10.1	7.8
	保安管理技術及び学識免除	27	27	18	66.7	96.4
	小 計	123	106	26	24.5	31.4
丙種化学 (特別)	免除なし(全科目受験)	112	96	5	5.2	8.0
	保安管理技術及び学識免除	114	113	51	45.1	35.1
	小 計	226	209	56	26.8	22.3
第二種 冷凍機械	免除なし(全科目受験)	52	42	7	16.7	34.7
	保安管理技術及び学識免除	32	32	20	62.5	92.9
	小 計	84	74	27	36.5	61.5
第三種 冷凍機械	免除なし(全科目受験)	121	103	17	16.5	30.9
	保安管理技術免除	44	44	29	65.9	76.9
	小 計	165	147	46	31.3	40.8
第一種 販 売	免除なし(全科目受験)	20	18	10	55.6	63.0
	法令免除	2	2	2	100	100
	保安管理技術免除	6	6	5	83.3	100
	小 計	28	26	17	65.4	71.4
第二種 販 売	免除なし(全科目受験)	62	60	28	46.7	39.0
	高圧法免除	0	0	0	0	0
	液石法免除	4	4	3	75.0	80.0
	保安管理技術免除	45	44	40	90.9	87.3
	高圧法・保安管理技術免除	2	2	2	100	71.4
	液石法・保安管理技術免除	8	8	8	100	100
	小 計	121	118	81	68.6	65.9
合 計		1,142	1,046	314	30.0	39.2

27年度（上期）講習会のお知らせ（KHK中部支部）

★印のお申し込みは、KHKのホームページ(<http://www.khk.or.jp>)で24時間対応します。
 専用郵便振替用紙でお申込みの場合は、受付最終日が下記日付の2日前となります。
 ○印は、KHK中部支部へ電話(052-221-8730)でお申込ください。(土日祝日を除く)

種 類		講習日(検定日)	会 場	受付期間
特定高圧ガス 取扱主任者講習 (液化酸素、特殊高圧ガス)		4/9～10 (検定 4/23)	名古屋商工会議所 (検定会場) 電気文化会館	○ 3/10～28
甲種機械講習		4/15～17 (検定 5/31)	名古屋企業福祉会館 (検定会場) 名古屋工業大学【予定】	★ 3/16～29
甲種化学講習		4/22～24 (検定 5/31)		
乙種機械 講習	愛知 第1次	5/12～14	名古屋国際会議場 (検定会場) 名古屋工学院専門学校【予定】	★ 3/30～4/12
	愛知 第2次	5/19～21 (検定 6/14)		
三重	6/1～3 (検定 6/14)	プラトンホテル四日市 (検定会場) 名古屋工学院専門学校【予定】		
乙種化学講習		5/26～28 (検定 6/14)	IMYビル4階 (検定会場) 名古屋工学院専門学校【予定】	★ 3/30～4/12
第一種販売講習		6/9～11 (検定 6/26)	IMYビル5階 (検定会場) 熱田神宮文化殿	★ 5/7～17
丙種化学 特別講習	愛知 第1次	6/15～17	名古屋国際会議場 (検定会場) 名古屋工学院専門学校【予定】	★ 5/7～17
	愛知 第2次	6/23～25 (検定 7/5)		
三重	6/3～5 (検定 7/5)	三重県トラック協会 北部輸送サービスセンター (検定会場) 三重大学【予定】		
保安主任者講習		7/13～14	中産連ビル	★ 5/25～6/7
保安係員 (一般高圧ガス) 講習	愛知 第1次	7/9～10	名古屋栄ビルディング	★ 5/25～6/7
	愛知 第2次	7/16～17	名古屋国際会議場	
	三重 第1次	7/1～2	四日市農協会館	
	三重 第2次	7/22～23		
高圧ガス移動監視者講習 (総合)		8/27～28 (検定 9/6)	名古屋企業福祉会館 (検定会場) 熱田神宮文化殿	○ 7/22～8/8
特定高圧ガス 取扱主任者講習 (液化酸素、特殊高圧ガス)		9/3～4【予定】 (検定 9/18)	名古屋商工会議所【予定】 (検定会場) 熱田神宮文化殿【予定】	○ 8/4～22

※【予定】と記載した日、会場は、変更となる場合がありますので、ご注意ください。



新年おめでとうございます。

昨年は、5月に地域防災協議会の統合、記念講演会の開催、11月に高圧ガス実験・訓練の開催とこれまでにない活動ができました。会費の改訂もそのうちのひとつです。

(皆様にはご迷惑だったでしょうが・・・)

今年も安全協会、溶材組合をよろしく願い申し上げます。

安全協会の会長会社として、9、10、11月は、各種行事に多く参加させて頂きました。

特に11月の「高圧ガス実験・訓練」については、6月に準備委員会を設けて、調整会議を重ね、準備のために石川県・愛知県の訓練視察も行うなどの大イベントでしたが、溶材組合様の絶大なるご協力の下で大成功に納めることができました。個人的には、何の変哲もない一年で歳を重ねるばかりでしたが、もう一年間会長会社を務めることになります。

何卒ご支援、ご協力、お付き合いをお願い致します。(森川)

高圧ガス安全協会の会合等に関わり始めて2年が経ちました。初めは、高圧ガス安全協会???というような次第で(恥ずかしながら)……。各種会合、講習、保安大会、国家試験監督、視察研修会、最近では「実験・訓練」等に出席する間に「安全協会の役割」や「各方面から求められていること」、「期待されていること」がわかってきました。最初は何も貢献できませんでしたが、編集委員として原稿を書いている今の自分はどうか? → 少しは役立ってきたかなと思い始めています。

さらに貢献できればと思っております。今後とも宜しく願い致します。(金森)

最近、特に時代の変化を強く感じる出来事が多いような気がします。というのも、バドミントン、GOLF、etc…… 社会人アスリートと同じ土俵で一戦競技を行う13歳が登場してきました。他方、昭和の映画を一世風靡した高倉健、菅原文太が逝ってしまいました。でも、変わらないのが『大和魂』の心でしょう。高圧ガス関連情報を共有化し、協力し合って《魂を込め》前進したいと思います。

宜しく願いします。(北村)

私どもの事業所では自動車を製造しており、製造工程での熱処理や冷媒ガスの充填など高圧ガスを消費する事業所です。11月の高圧ガス実験・訓練を見学し、高圧ガス容器から噴き出したアセチレンガスやLPガスに引火させ、実際の火炎噴射や火柱の威力を体感することで、事故発生時にはとても対処できるレベルではないと思いました。高圧ガスの管理を怠ると大きなリスクを負うことになるため、保安管理の維持継続の必要性を再認識いたしました。

本年も安全・安心職場を目指し、推進して行きましょう。(新川)

安全協会と地防協が統合して初めての正月を迎えました。一年経つのが本当に早い……。そう感じるのは私だけでしょうか? 16年ぶりに行った高圧ガス実験・訓練では「失敗してはいけない」の思いで、石川・愛知へ視察に行き、何回も何回も練習を重ね、本番を迎えるまでの緊張感が今でも残っています。この緊張感は携わった人でないと味わうことのできないものです。今年も是非この緊張感を……。

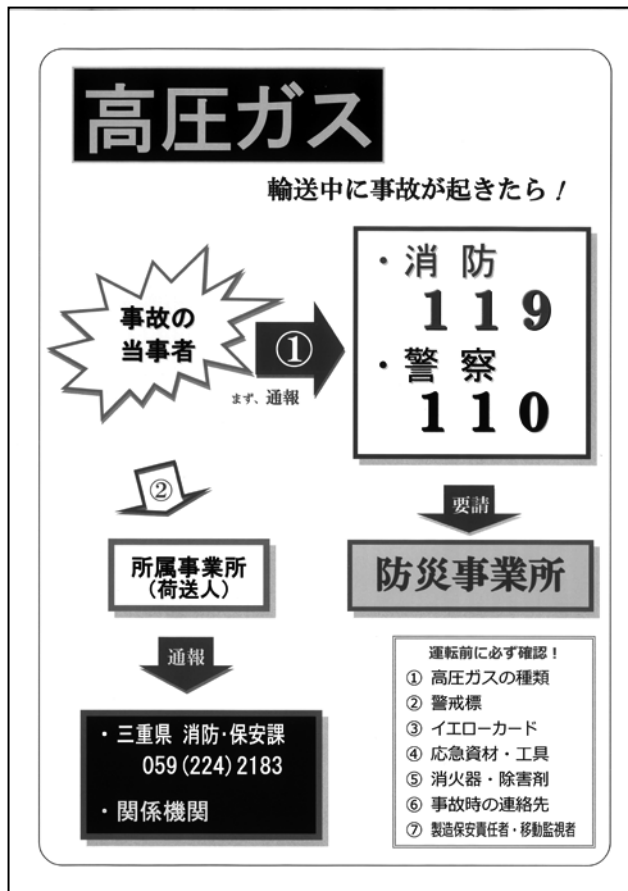
全員が協力して安全協会を盛り立てていきたいと考えております。

今年もよろしく願いいたします。(加田)

国家試験、実験・訓練などとあわただしい日々過ごしているうちに55号の発行が迫ってきました。

我が家の愛犬は、今月で14歳(人間では80歳くらい)になるのですが、最近“歳とったなあ”と感じます。老いてきても、たいして気にかけることもなく長生きしてくれれば幸せなことです。人間もなかなかそうはいかないように、犬にも色々問題が起きます。いざという時のために犬用の介護用品なども準備しておこうと思います。今年もがんばろう!ファイト!(木村)

高圧ガス輸送中に事故が起きたら！



高圧ガスの輸送時、ガス漏洩などの事故が発生した際に消防や警察などの要請により、事故現場へ専門の従業員を派遣して漏洩防止措置などの応援活動を行う「防災事業所」を三重県高圧ガス安全協会が指定しています。

現在 23 種類のガスに延べ 86 の事業所（実事業所数 39）を指定しています。

防災事業所は、左図のパンフレットのほか、安全協会のホームページにも掲載しています。

協会だより 第 5 5 号

発行日 平成 27 年 1 月 1 6 日

発行者 三重県高圧ガス安全協会 田代克志
〒510-0855

四日市市馳出町三丁目 2 9 番地 親和ビル 2 F
電話 059(346)1009 FAX 059(346)1521
E-mail ankyo@m4.cty-net.ne.jp

印刷所 有限会社 住吉孔版社
〒510-8003 四日市市住吉町 6-8
電話 059(365)1924

「協会だより」のバックナンバーは、三重県高圧ガス安全協会のホームページ (<http://ankyo-mie.jp/>) でご覧ください。

信頼と実績の理研計器

手の平サイズで高性能

パーソナルマルチガスモニター

GX-2009



より使いやすく進化!

- ・ワイド画面で4成分同時表示
- ・3方向に大型警報ランプ
- ・95dBの大音量ブザー
- ・屋外作業でも安心の保護等級

小さいけれど、大きな安心

大好評のマルチガスモニターシリーズ

O₂・CO・CH₄ or HC・H₂S



理研計器株式会社

本社〒174-8744 東京都板橋区小豆沢2-7-6 TEL (03)3966-1111 (営業本部)
ホームページ www.rikenkeiki.co.jp

■営業所・出張所

札幌 (011)733-7505 / 仙台 (022)261-1666 / 鶴岡 (0235)28-3156 / 宇都宮 (028)684-1181 / 水戸 (029)248-6151 / 埼玉 (048)548-8711
千葉 (043)214-3565 / 神奈川 (044)355-8631 / 厚木 (0463)92-6971 / 浜松 (053)437-9421 / 名古屋 (052)411-3636 / 四日市 (059)333-7221
金沢 (076)226-8247 / 大阪 (06)6350-5871 / 神戸 (078)261-3031 / 水島 (086)446-2702 / 四国 (0897)37-3775 / 広島 (082)875-4151
徳山 (0834)28-6144 / 福岡 (092)691-6372 / 熊本 (096)373-1230 / 大分 (097)523-3811